

○静岡県環境影響評価条例（抜粋）

第44条 知事は、法対象事業事後調査計画書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、法対象事業事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業事後調査計画書について法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

3 (略)

第45条 (略)

2～4 (略)

5 知事は、法対象事業事後調査報告書の送付を受け、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該法対象事業に係る法第22条第1項の規定による送付を受けた者に対し、当該法対象事業者に対する環境の保全のための必要な指導を要請することができる。

6 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、必要があると認めるときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

第46条 この条例の規定により環境影響評価等に関する技術的な事項等を審議するため、静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○静岡県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

第45条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。